

アメリカの医療と社会的 扶助の産業統計の特徴

石塚 秀雄

はじめに

アメリカの経済セクターの統計（NAICS、産業分類表）によれば、「医療及び社会扶助セクター」という区分が62番としてある。このセクターは2つの分野を含む。すなわち、医療と社会扶助である。この2つの活動分野の境界線は線引きが難しい。しかし、その領域は、もっぱら医療を行う事業所から医療と社会扶助を連続的に実施する事業所また、社会扶助だけを実施する事業所までである。また、統計では、内国収入表（IRC, Internal Revenue Code）の第501条(c)(3)「慈善組織」、501(c)(4)「市民団体、コミュニティ組織、その他社会福祉機関」

（非営利の医療機関は通常ここに入る）、501(e)「協同組合病院サービス組織」、501(k)「保育組織」、などとなっている。また170条 b（1）(A)(iii)項（病院、医療研究機関）の連邦所得税除外の規定に基づいて、事業所を営利と非営利と区別している。内国収入表 IRC における非営利とは、「組織、アソシエーション、コーポレーションのうち、そのメンバー、株主、公務員、幹部、債権者などに対して、収入のいかなる部分も、直接的にまたは間接的に、支払わないもの。ただし、その目的や内規にもとづいて、行政の公的サービスにおける給与や報酬と同等の支払いを行うことができる。」（Senate Bill 5450, 1997）と規定されている。

行政が認知した、公益（public benefit）を特別の事業所であるが、営利活動そのものを禁止しているのではなくて、その利潤（profit）でなにをするかが規定されている事業所である。したがって、目的以外の活動をする場合には課税対象となる、とされている。また「非営利事業所」には、宗教、学問、教育、芸術、慈善、医療・公衆衛生、スポーツなどの団体、や日本における公益法人、社団、基金などの組織の一部も含まれる。たとえ

ば、アメリカでは一般に協同組合は営利事業所とされるが、協同組合病院は非営利扱いである。

また非営利事業所の要件としては寄付所得、寄付施設、ボランティア職員の存在が必須とされている。すなわち、そのようなものがなければ存続できない施設であるが故に、税控除の対象とされるのである。

営利事業所を表 a に、非営利事業所を表 b に集計している。たとえば、政府運営の病院は非課税扱いである。

統計分類は、結局、どのように事業所の在り方を区分しているかという国民経済の制度の理念の骨格を示すものである。こうした形式と内容が矛盾をはらんでくるときに、構造的改革が発生する。したがって、アメリカにおいてどのように医療・社会扶助セクターを分類しているかは、その制度の考え方とつながっている。この場合の社会扶助という表現は、もちろん日本の社会扶助が示すものとは異なる。以下の分類は基本的な分類を取り上げたが、すべてを列記したものではなくて、主要なもの、特徴のあるものについて取り上げたものである。

NAICS Codes（North American Industry Classification System）はアメリカ、カナダ、メキシコに共通した産業分類である。5年ごとに実施している。

I. 区分の概念

62 医療および社会扶助（HEALTH CARE AND SOCIAL ASSISTANCE）

この分野の事業所によるサービスは専門家によって提供される。医療従事者、ソーシャルワーカーなど。このセクターには娯楽、賭博、レクリエーション、非医療的ダイエットなどの事業所はふくまないのは、それらが医療従事者によるサービスの提供とはみなされないからである。

621 救急医療サービス (Ambulatory Health Care Services)

外来患者サービスと見なされる。

6211 医療施設 (Offices of Physicians)

一般医、専門医などM.D. (医師) またはD.O (整形医) の資格を持つ人々のいる事業所。M.D.としては、麻酔医、腫瘍医、眼科医、精神科医、外科医、内科医が含まれる。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、医師たちは個人的あるいはグループ治療を実施する。

621111 医療施設 (精神科医療施設をのぞく)

62111111 M.D.の医療施設

62111112 D.O.の医療施設

621112 精神医療施設。さらに2分化。

6212 歯科医の医療施設

D.M.D (Doctor of dental medicine), D.D.S (Doctor of dental surgery), D.D.S (Doctor of dental science) の資格を持つ人々のいる事業所。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、医師たちは個人的あるいはグループ治療を実施する。予防的治療、美容的治療、緊急治療を行える。

6213 その他の医療従事者の事業所

足病学医師 (D.P. Doctor of podiatry) の事業所。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、医師たちは個人的あるいはグループ治療を実施する。

62131 カイロプラクティック医の事業所

D.C (Doctor of chiropractic) の資格を持つものの事業所。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、医師たちは個人的あるいはグループ治療を実施する。

62132 視力矯正医の事業所

O.D. (Doctor of optometry) の資格をもつ者の事業所。通常独立型。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、医師たちは個人的あるいはグループ治療を実施する。

62133 精神医療従事者(医師以外)による事業所

医師以外の医療従事者による①診断と医

療行動治療、②アルコール中毒、虐待、身体的情動的トラウマ、ストレスなどについての診断と個人的社会的不適合への治療。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、個人的あるいはグループ治療を実施する。

62134 セラピスト (身体、職業、話法)、聴覚矯正士の事業所

①医療処方箋に基づく、怪我、筋肉、神経、関節、骨などの病気のセラピー治療。②障害に対する教育、リハビリ、社会的活動に関する計画管理。③言語、話法、聞法などの診察と治療。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、個人的あるいはグループ治療を実施する。

62139 その他医療従事者による事業所

医師、歯科医、カイロプラクティック医、視力矯正医、精神医療専門家、セラピスト、聴覚矯正士をのぞいた医療従事者。医療センター、診療所、病院、HMO医療センターなどで、個人的あるいはグループ治療を実施する。

6214 外来患者センター (Outpatient Care Centers)

下部区分として、62141家族計画センター (妊娠、墮胎、遺伝子、不妊、などの治療)。さらに細分化。62142外来精神医療、虐待センター。62149その他の外来患者センター。

621491 HMO医療センター

HMO加入者に対して主としてプライマリイ医療を外来患者に対して実施する。HMOが所有する事業所。医療と保険業務の両方を提供する。

621492 腎臓透析センター

621493 独立緊急外科センター (Freestanding Ambulatory Surgical and Emergency Centers)

外来患者に対して①角膜・白内障手術。②緊急手術 (骨折、怪我、自己、その他緊急治療)。手術室と回復室の設備。麻酔やX線設備。

621498 その他の外来患者センター

上記をのぞく事業所。

6215 医療診断検査所 (Medical and Diagnostic Laboratories)

医療分析サービスを医療専門家や医師の照会による患者に対して行う。

6216 家庭医療サービス (Home Health Care Services)

在宅での熟練看護サービスの提供 (対人介護、家政婦 homemaker、付き添い companion、身体セラピー、医療的社会サービス、治療、医療備品供給、24時間介護、職業セラピーなど)。

6219 その他の救急医療サービス

上記の救急医療サービス分野をのぞいたもの。

621911 航空救急サービス

患者の医療措置付き航空輸送。必ずしも救急性に限らない。

621991 血液組織銀行 (Blood and Organ Banks)

血液および身体器官の収集、貯蔵、配給。

622 病院 (Hospitals)

入院患者にたいする医療、看護サービス。外来患者にも第2次の活動として提供できる。

(「公衆保健法、1985年、Public Health Law, による定義によれば、病院とは『医師および歯科医師によるまたは監督によるサービスを提供するための施設または組織。病気、苦痛、けが、身体条件の異常についての診断と治療を行う。一般病院、公的医療保健センター、臨床センター、治療センター、歯科クリニック、歯科施療院、リハビリセンター、その他として職業訓練リハビリセンター、介護施設、結核病院、慢性病病院、産婦人科病院、分娩保護所、外来患者対応部、外来患者宿泊施設、施療院、検査所、その他関連サービス施設を含む』と規定している)

6221 一般医療外科病院

政府立病院かどうか、子供病院かどうか、精神・虐待病院かどうかなどの区分あり。

6223 難病病院 (Specialty Hospitals)

623 看護介護施設型事業所 (Nursing and Residential Care Facilities)

施設における看護、監督、介護の提供。医療サービスと社会サービスの混合型。

6232 痴呆・虐待介護施設

6233 高齢者コミュニティケア事業所

① 高齢者および自立介護困難者。② 高齢者および独居生活困難者。看護施設付属の場合あり。

623312 老人ホーム (Homes for the Elderly)

看護施設なし。① 高齢者および自立介護困難者。② 高齢者および独居生活困難者。

624 社会扶助 (Social Assistance)

クライアントに対して直接社会扶助サービスを提供する。長期の施設・宿泊サービスは行わない。

6241 個人・家族むけサービス

① 62411 児童若者サービス： 非施設型社会扶助。養育、麻薬中毒防止、職業訓練、積極的社会開発。② 6241 高齢者・障害社会的むけサービス： デイケア、非医療的サービス、付き添いなど。

6242 コミュニティ食料住宅・緊急救援サービス

困窮者に対する配給物の収集、配分。

62421 コミュニティ食料サービス：

62422 コミュニティ住宅サービス：

① 短期緊急避難所。家庭内暴力、性的虐待、児童虐待の被害者。② 一時的避難所。ホームレス、落ちこぼれ若者。家族が療養中の者。③ 低所得者およびその家族むけの一時的住宅。④ 賃貸住宅の修理のための仮住宅。⑤ 高齢者・障害者の住宅の修繕のための仮住宅。事業者は自己施設を運営するか、既存住宅施設 (アパート、ホテル、モーテルなど) への補助金を提供するか、低家賃住宅を労働対価でつくるかする。

Ⅱ. いわゆる営利事業所

統計の性格上、数字はかならずしも整合性はない。

表 a. 所得税課税対象事業所分

62 医療および社会扶助 (HEALTH CARE AND SOCIAL ASSISTANCE) の統計1997年度

事業の種類と領収書の種類	施設数	金額(\$1000)
62 医療と社会扶助	531,069	418,602,207
621 救急医療サービス	440,200	310,012,321
5000 患者治療領収書分	420,503	274,001,867
6211 医療施設 (Offices of Physicians)	195,449	171,629,179
621111 医療施設(精神科医療施設をのぞく)	185,094	168,251,883
621112 精神医療施設	10,355	3,377,296
6212 歯科医の医療施設	114,178	48,482,037
6213 その他の医療従事者の事業所	88,886	28,282,299
62131 カイロプラテック医の事業所	30,487	6,570,083
62132 視力矯正医の事業所	17,875	6,361,839
62133 精神医療従事者(医師以外)による事業所	11,750	2,504,820
62134 セラピスト、聴覚矯正士の事業所	14,277	8,684,039
62139 その他医療従事者による事業所(足病字など)	14,497	4,161,518
6214 外来患者センター	11,828	17,306,497
621491 HMO医療センター	262	1,709,323
621492 腎臓透析センター	1,953	4,310,817
621493 独立緊急外科センター	2,089	4,086,108
621498 その他の外来患者センター	4,433	5,416,961
6215 医療診断検査所	9,076	16,317,096
6216 家庭医療サービス	16,315	21,474,024
6219 その他の救急医療サービス	4,468	6,521,189
621991 血液組織銀行	504	1,017,082
622 病院 (Hospitals)	1,345	40,146,379
6221 一般医療外科病院	792	34,212,503
6223 難病病院 (Specialty Hospitals)	164	2,565,325
623 看護介護施設型事業所	32,833	55,844,395
6231 看護施設	12,517	44,485,246
6232 痴呆・虐待介護施設	72,293	3,620,385
6233 高齢者コミュニティケア事業所	11,637	7,087,953
623312 老人ホーム(Homes for the Elderly)	9,924	4,547,369
624 社会扶助 (Social Assistance)	56,691	12,599,112
6241 個人・家族むけサービス	9,843	2,636,231
62411 児童若者サービス	1,648	539,369
62412 高齢者・障害社会的むけサービス	2,976	807,258
6242 コミュニティ食料住宅・緊急救援サービス	344	111,986
62421 コミュニティ食料サービス:	95	17,984
62422 コミュニティ住宅サービス	167	74,092
6243 職業訓練回復サービス	2,549	1,432,269
6244 保育サービス	43,955	8,418,626

Ⅲ. いわゆる非営利組織事務所

表 b. 所得税非課税対象事業所分

62 医療および社会扶助 (HEALTH CARE AND SOCIAL ASSISTANCE) の統計1997年度

事業の種類と領収書の種類	施設数	金額(\$1000)
62医療と社会扶助	114,784	466,451,794
621 救急医療サービス	15,181	45,428,453
5000 患者治療領収書分	8,481	24,004,402
6214 外来患者センター	9,940	31,561,321
62141 家族計画センター	1,390	668,027
62142 外来精神科・虐待センター	3,646	4,714,846
621491 HMO医療センター	510	12,289,824
621492 腎臓透析センター	261	583,703
621493 独立緊急外科センター	313	72,979
621498 その他の外来患者センター	3,820	12,631,942
6216 家庭医療サービス	3,375	10,104,243
6219 その他の救急医療サービス	1,866	3,762,889
621991 血液組織銀行	726	2,851,025
622 病院 (Hospitals)	5,340	339,031,933
6221 一般医療外科病院	4,695	319,920,383
6223 難病病院 (Specialty Hospitals)	233	8,423,007
623 看護介護施設型事業所	24,52	637,235,108
6231 看護施設	3,088	15,248,712
6232 痴呆・虐待介護施設	12,940	7,973,358
6233 高齢者コミュニティケア事業所	3,951	9,304,097
623312 老人ホーム(Homes for the Elderly)	2,669	2,003,971
624 社会扶助 (Social Assistance)	69,737	44,756,300
6241 個人・家族むけサービス	36,364	26,452,637
62411 児童若者サービス	11,086	7,718,841
62412 高齢者・障害社会的むけサービス	9,960	8,217,311
6242 コミュニティ食料住宅・緊急救援サービス	9,606	6,085,252
62421 コミュニティ食料サービス:	2,988	1,597,522
62422 コミュニティ住宅サービス	4,737	2,954,163
6243 職業訓練回復サービス	5,668	6,461,745
6244 保育サービス	18,099	5,756,666

注: 収入区分について

救急医療サービス施設の「事業の種類と領収書の源泉」は、項目としては圧倒的に患者治療領収書である。これは保険会社やHMOなどに請求するものである。さらに比率は低いものの、在宅ケアサービス、血液・臓器販売、救急サービス、設備機器のレンタル料、薬の処方、医療品の販売、その他患者へのサービス費用という項目がある。この項目分けは他の区分でもほぼ同一である。

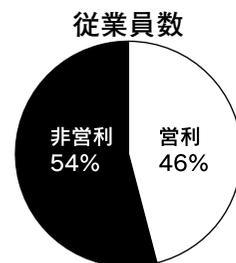
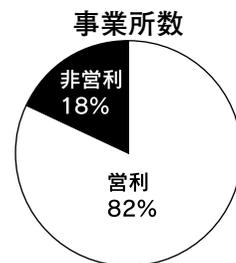
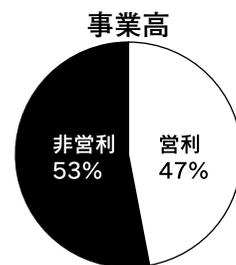
Ⅳ. 営利事業所と非営利事業所の従業員数

62 医療および社会扶助 (HEALTH CARE AND SOCIAL ASSISTANCE) の統計1997年度 従業員数

事業の種類	営利	非営利
62医療と社会扶助	6,231,766人	7,329,811人
621 救急医療サービス	3,744,279	669,335
6211 医療施設 (Offices of Physicians)	1,571,145	—
621111 医療施設(精神科医療施設をのぞく)	1,536,459	—
621112 精神医療施設	34,686	—
6212 歯科医の医療施設	641,674	—
6213 その他の医療従事者の事業所	406,589	—
62131 カイロプラテック医の事業所	91,700	—
62132 視力矯正医の事業所	79,545	—
62133 精神医療従事者(医師以外)による事業所	38,427	—
62134 セラピスト、聴覚矯正士の事業所	141,533	—
62139 その他医療従事者による事業所(足病字など)	55,384	—
6214 外来患者センター	173,809	346,501
621491 HMO 医療センター	146,786	47,218
621492 腎臓透析センター	38,503	6,638
621493 独立緊急外科センター	34,295	8,121
621498 その他の外来患者センター	62,959	168,328
6215 医療診断検査所	151,338	—
6216 家庭医療サービス	681,505	267,484
6219 その他の救急医療サービス	118,219	55,350
621991 血液組織銀行	10,266	32,731
622 病院 (Hospitals)	511,584	4,421,454
6221 一般医療外科病院	421,257	4,105,334
6223 難病病院 (SpecialtyHospitals)	36,084	115,106
623 看護介護施設型事業所	1,484,845	985,878
6231 看護施設	1,160,523	396,639
6232 痴呆・虐待介護施設	109,932	246,083
6233 高齢者コミュニティケア事業所	196,067	226,011
623312 老人ホーム (Homes for the Elderly)	126,334	53,425
624 社会扶助 (Social Assistance)	491,060	1,253,144
6241 個人・家族むけサービス	68,772	642,584
62411 児童若者サービス	11,510	172,001
62412 高齢者・障害社会的むけサービス	32,186	226,720
6242 コミュニティ食料住宅・緊急救援サービス	962	100,841
62421 コミュニティ食料サービス:	490	22,954
62422 コミュニティ住宅サービス	472	60,188
6243 職業訓練回復サービス	32,004	17,699
6244 保育サービス	388,731	239,981

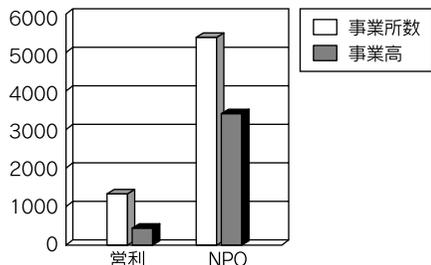
Ⅴ. 営利と非営利の比較

1. アメリカ(1997年度)には、営利事業所531,069、非営利事業所114,784の合計645,943の医療社会サービスの事業所がある。また事業高は、約8850億ドル(約100兆円、米国民1人当たり年間37万円)。非営利事業所数の比率は18パーセントであるが、事業高を見ると非営利事業所は全体の53%である。従業員数は、営利事業所で623万人、非営利事業所で733万人合計1356万人である。

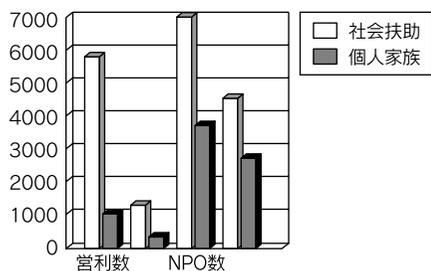


2. 医師などの医療従事者の独立的個人的事業所は課税対象である(6211-6213の大部分)。

3. 病院は営利が1,345事業所、非営利が5,340と非営利が圧倒して比率が高い。またHMO病院については、営利セクターに対して非営利セクターのほうが事業所数として2倍、事業高は7倍である。



4. いわゆる高齢者介護施設の分野では営利事業所が優勢である。ただし、痴呆・虐待介護施設について、非営利事業所がほぼ2倍の数と事業高を持っている。
5. 社会サービス（社会扶助）分野でも非営利セクターが大きい。とりわけ、コミュニティサービスはその性格上圧倒的に大きい。



おわりに

アメリカにおける非営利すなわちNPOは日本における意味づけとは同一でないが、医療社会サービスにおける非課税事業所の比率は非常に高いものがある。しかし、以上のような区分が、非営利・協同的な医療機関がアメリカにたくさん存在するということを直接意味するものではない。アメリカの医療システムは営利民営的な市場化がすすんでおり、1990年代のクリントン政権による公的医療制度プランは頓挫してまって、いまなお3000万人以上のアメリカ国民が最低限のメディケイドやメディケアという公的医療へのアクセスさえも困難であること、また民間保険に加入していなければ、ふつうの国民も医療アクセスが困難であることが指摘されている。アメリカにおいて医療はますます医療産業としての利益の対象となり、医師を含む医療従事者は、その主体性を奪われつつあり、大手医療機関、病院、マネージドケア組織、HMO組織などに利用される労働力商品という従属的な位置に押しやられつつある。

アメリカの医療セクターがどのような構成になっているのか、その中で非営利協同セクター的な性格をもった医療機関にはどのようなものがあるのかの詳細については今後一層の検討が必要である。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)